

平成 21 年度・22 年度

## 住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業

### 手続の手引き

(平成 22 年 3 月改訂)

### 【太陽熱利用システム B 編】

公社に譲渡された環境価値についてグリーン熱証書の発行ができるもの



**(お問い合わせ先・申請書の提出先)**

財団法人東京都環境整備公社  
東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称：クール・ネット東京)

〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1 東京都第二本庁舎 16 F

TEL : 03 - 5388 - 3472

Eメール : [tcca@kankyo.metro.tokyo.jp](mailto:tcca@kankyo.metro.tokyo.jp)

ホームページ : <http://www.tokyo-co2down.jp/taiyo/>

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 24 条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人等の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。

東京においては、財団法人東京都環境整備公社が平成 20 年 2 月 4 日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年 4 月 1 日に活動を開始しました。

## I はじめに

### 《住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業とは》

住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業（以下「本事業」という。）とは、財団法人東京都環境整備公社（以下「公社」という。）が、平成21年度及び平成22年度において、都内の住宅に住宅用太陽エネルギー利用機器を設置する方に対して、その経費の一部を補助することにより、都内の住宅への太陽エネルギー利用機器の導入を促すとともに、補助金の交付条件として、補助金の交付を受けた太陽エネルギー利用機器が生み出す環境価値のうち、設置した住宅において使用された電力量又は熱量に相当する10年分の環境価値の譲渡を受け、その一部を、グリーンエネルギー証書として発行することで再生可能エネルギーの利用拡大を進めることを目的とするものです。

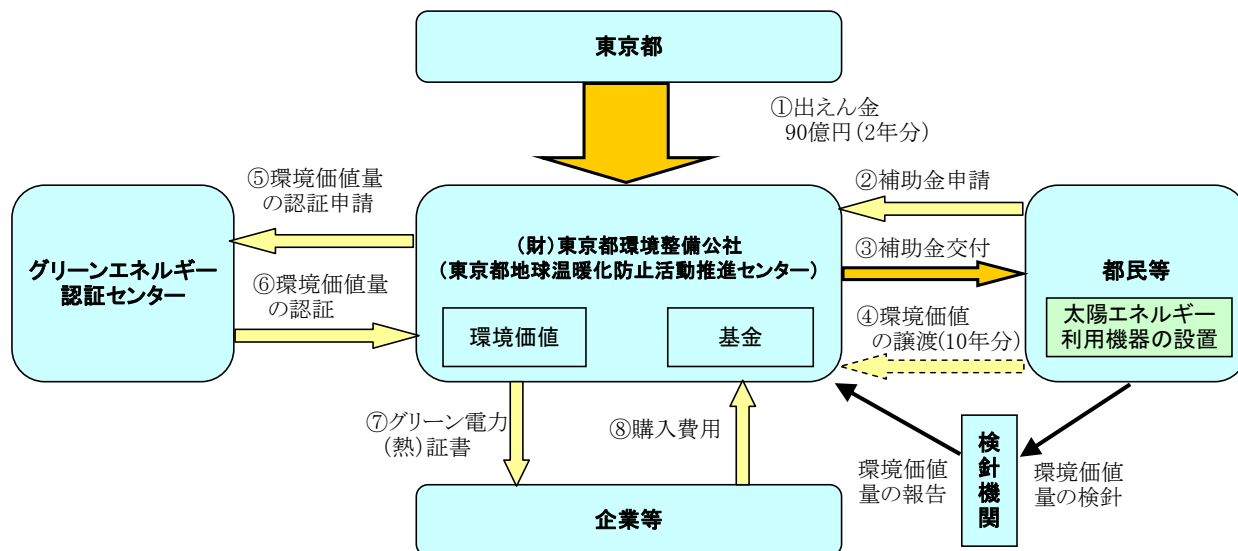
この事業の実施については、住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）に基づいて行われますので、本事業に応募される方は、「補助金交付要綱」をご一読いただき、その内容を十分理解した上で、手続きを行ってください。

### 《補助金交付対象システム種別》

本事業に係る補助金交付要綱はひとつですが、補助金の交付対象システムの種類によって、手続きの手引きは3つに分かれています。本手引きは、太陽熱利用システムBを対象としたものですので、ご注意下さい。

要綱	手続きの手引	対象システム	補助単価
住宅用太陽エネルギー利用機器 導入促進事業補助金交付要綱	太陽光発電システム	太陽光発電システム	100,000 円/kW
	太陽熱利用システムA (公社に譲渡された環境価値についてグリーン熱証書の発行ができないもの)	ソーラーシステム  太陽熱温水器	16,500 円/m <sup>2</sup>  9,000 円/m <sup>2</sup>
	太陽熱利用システムB (公社に譲渡された環境価値についてグリーン熱証書の発行ができるもの)	ソーラーシステム	33,000 円/m <sup>2</sup>

## 《事業スキーム》



## 《事業の流れ》

- (1) 都の出えん金による基金造成
  - 都は、補助金交付事業の原資を公社に出えん
  - 公社は、この出えん金により基金を造成
- (2) 基金を活用した補助事業の実施
  - 公社は、基金を原資として、都内の住宅に太陽エネルギー利用機器を導入した者に対して、その経費の一部を補助
  - 補助金交付の条件として、設置者は、設置した太陽エネルギー利用機器が生み出す環境価値<sup>\*1</sup>のうち、設置した住宅において使用された電気量又は熱量に相当する10年分の環境価値を公社に譲渡
    - ※1 「環境価値」とは、再生可能エネルギーを変換して得られる電気又は熱が有する地球温暖化及びエネルギーの枯渇の防止に貢献する価値をいう。
- (3) グリーン電力（熱）証書の発行
  - 公社は譲渡された環境価値のうち、グリーン電力（熱）証書の発行が可能なものについて、毎年の環境価値の量を把握
  - 環境価値の量をグリーンエネルギー認証センター<sup>\*2</sup>による認証の上、グリーン電力（熱）証書を発行
    - ※2 「グリーンエネルギー認証センター」とは、再生可能エネルギーが持つ「環境価値」についての認証を行う、需要家や事業者、学識経験者、NGO・NPOからなる、中立な第三者機関である。
- (4) グリーン電力（熱）証書の販売
  - 公社は企業等へグリーン電力（熱）証書を売却し、企業等へ売却した代金は、平成23年度以降の太陽エネルギー利用拡大策に活用

## II 手続きについて

### 1 手続きの流れ

	(財)日本エネルギー経済 研究所(グリーンエネル ギー認証センター)	(財)東京都環境整備公社 (地球温暖化防止活動推 進センター)	必要書類	補助金申請者 (手続代行者)
	環境価値の認証	受付・審査・交付		太陽熱利用システム設置
申請前				見積もり ↓ 契約
申請受理月		受付 ↓ 審査	<b>必要書類A</b> (個人戸建住宅のとき) 補助金交付申請書 (兼設置完了報告書) (実印) 設置完了証明書 印鑑証明書(原本) 住民票/登記簿謄本 (原本) 積算熱量計の写真 (2枚) 積算熱量計の 設置場所見取り図 工事請負契約書(写) 領収書(写) 設置承諾書	太陽熱設置完了 (平成21~22年度) ↓ <b>補助金申請</b>
申請受理後	受付 ↓ 審査 ↓ 設備認定 (設備認定番号の送付)	設備認定申請 ↓ 受領 ↓ 必要書類Bの 送付依頼 ↓ 受付 ↓ 交付決定 (交付決定通知書の送付) ↓ 補助金の支払い	<b>必要書類B</b> 積算熱量計 の撮影記録表 積算熱量計の写真 (2枚)	受領 ↓ <b>積算熱量計の写真撮影</b> ↓ <b>必要書類Bの送付</b>  必要書類Bが送付されない 場合は、補助金は交付されま せんので、ご注意ください。 受領 ↓ 受領
年度末頃	グリーン熱量認証 ↓ シリアル番号の送付	グリーン熱量認証申請 ↓ グリーン熱証書の発行		自家消費熱量の検針  自家消費熱量の検針は、公社 が指定する調査員が検針しま すので、申請者自ら報告する必 要はありません。 但し、検針時において熱量計の 故障など、検針が正しく出来な かったときには、自家消費熱量 を測定するために必要な資料の 提出をお願いする場合があります。

## 2 申請者(補助金の交付対象者) (補助金交付要綱第3条参照)

公社が定める要件に適合する太陽熱利用システム(以下「対象システム」という。)を都内の住宅に設置した方で、対象システムを所有している方(以下「補助事業者」という。)が補助金交付の対象となります。

対象システムが、その設置をした建物の区分所有者全員の共有に属する場合には、当該建物における、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人が補助事業者となります。

国及び地方公共団体は、補助金交付の対象とはなりません。

- \* 申請者は個人、法人を問いません。
- \* 都内にお住まいでない方であっても、都内の住宅に対象システムを設置した場合は、申請可能です。
- \* 対象システムが、その設置をした建物の区分所有者全員の共有に属する場合で、補助金の交付申請の際に、補助事業者である管理者が選任されていないとき、又は管理組合法人が設立されていないときは、対象システムを設置した建物の管理業務を委託された者が、当該管理者又は管理組合法人に代わって、申請に係る手続を行うことができます。ただし、この場合においては、当該建物の管理業務を委託された者は、全ての区分所有者から当該建物の管理業務の委託を受けたことを証明する書類の写し及び本補助金の交付申請を行うことに係る全ての区分所有者の同意書の写しを、公社理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければなりません。

## 3 対象システム (補助金交付要綱第4条参照)

対象システムは、以下の要件に適合するものです。

- (1) 給湯用の強制循環式ソーラーシステム(集合住宅にセントラル方式で設置する場合には、給湯用及び暖房用の強制循環式ソーラーシステムを含む。)であること。
- (2) 水式の強制循環式ソーラーシステムであること。
- (3) 財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたもの(集合住宅に設置する場合には、財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定に準じた性能を持つもので公社が認めるものを含む。)であること。
- (4) 都内の住宅に新規に設置されたもの(既存のシステムの一部として増設されたものを含まない。)であること。
- (5) 集熱器を設置した住宅において、生み出された熱が、当該住宅の住居の用に供する部分で使用されていること。
- (6) 平成21年4月1日から平成23年3月31日までに設置が完了したものであること。
- (7) 未使用品であること。
- (8) 設置した住宅において使用された熱量を計測する積算熱量計を住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業積算熱量計設置ガイドライン(平成20年3月19日付20都環公総地第267号)により設置したものであること。
- (9) 補助事業者の所有に属さない住宅に設置される場合には、当該対象システムの設置に関して当該住宅所有者の承諾を得られたものであること。

- \* 財団法人ベターリビングの優良住宅部品（B L部品）認定を受けたもの以外のシステムを集合住宅に設置する場合には、あらかじめ公社に御相談ください。
- \* 本事業による補助対象は、都内の住宅に新規に設置し、集熱器を設置した住宅において、生み出された熱が当該住宅の住居の用に供する部分で使用され、公社に譲渡する環境価値の量（自家消費熱量）が正しく計測できるシステムです。  
既存のシステムに増設した場合や集熱器を熱の使用場所ではない住宅又は事業用建物等に設置し、熱を使用場所に引き込む場合は、補助対象となりません。

#### 4 補助金の額（補助金交付要綱第5条参照）

1㎡当たり33,000円に、対象システムを構成する集熱器の面積（㎡表示とし、小数点以下2桁未満については四捨五入）を乗じて得た額とします。また、額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

ただし、補助金の交付額の上限は、補助対象経費から対象システムに対し国及び区市町村が交付する補助金の額を控除した額又は戸建住宅に設置した場合にあっては1,000,000円、集合住宅に設置した場合にあっては1,000,000円に当該住宅の総戸数を乗じて得た額のいずれか小さい額とします。

- \* 本事業における集合住宅の要件は、以下のとおりです。
- 対象システムを設置した住宅が、壁や床で区分され独立した複数の住戸からなる建物の場合
- 対象システムを設置した住宅が、住戸及び壁や床で区分され独立した店舗・事務所等からなる建物の場合

#### (例)

- 戸建住宅に6㎡の太陽熱利用システムBを設置した場合  
・6㎡×33,000円=198,000円 **補助金交付額は19万8千円（上限100万円）**
- 戸建住宅に33㎡の太陽熱利用システムBを設置した場合  
・33㎡×33,000円=1,089,000円 **補助金交付額は100万円（上限100万円）**
- 集合住宅（総戸数100戸）に100㎡の太陽熱利用システムBを設置した場合  
・100㎡×33,000円=3,300,000円 **補助金交付額は330万円（上限1億円）**

#### 5 申請受付期間（補助金交付要綱第6条参照）

平成21年4月1日から平成23年3月31日まで。

ただし、予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止します。

- \* 上記期間に申請書を先着順に受け付けたものについて、審査の対象とします。
- \* 予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合は、提出された申請書の中で抽選を行います。

## 6 手続代行者（補助金交付要綱第9条参照）

申請者は、補助金交付の申請に係る手続の代行を、対象システムを販売する者に対して依頼することができます。

この場合、申請書類等について公社から申請者に質問や依頼がある際には、公社は手続代行者に連絡をします。

- \* 公社は、手続代行者が補助金交付要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者の代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんので御注意ください。

## 7 申請方法（補助金交付要綱第7条参照）

当該補助事業への申請は、次の手順に従って行ってください。

- (1) 申請者、又は申請者から依頼された手続代行者は、以下のホームページにアクセスし、申請に必要な様式をダウンロードし、必要事項の入力を行う。

<http://www.tokyo-co2down.jp/taiyo/>

- \* インターネットをご利用できない場合は、補助金交付要綱中の太陽熱利用システムB補助金交付申請書（兼設置完了報告書）（以下「申請書」という。）を複写し、手書きで御記入いただいてもかまいません。その場合は、黒色のボールペンで丁寧に記入をして下さい。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、黒色以外のペンで記入したものについては、受け付けできません。
- \* 申請書は、申請者の別により「個人用」（様式一熱B第1号）、「法人用」（様式一熱B第2号）、「マンション管理組合用」（様式一熱B第3号）に分かれていますので、御注意ください。

- (2) 申請書に押印(実印)の上、その他の必要書類A（8ページ参照）とともに公社へ送付する。

- \* 窓口は大変込み合いますので、申請書の提出は、原則郵送でお願いします。
- \* 1件の申請につき、一通の封書で送付してください。
- \* 封筒の表に、「太陽熱B・必要書類A在中」と赤字で記入してください。

- (3) その後、公社から申請者に改めて必要書類B（9ページ参照）の送付依頼があるので、必要書類Bを速やかに公社へ送付する。

- \* 公社は、申請者から必要書類Aを受け付け、審査した後、グリーンエネルギー認証センターに、当該設備について、グリーン熱設備認定の申請を行います。グリーンエネルギー認証センターから公社に設備認定番号の通知が届いた後、公社から申請者に改めて必要書類Bの送付依頼を行います。
- \* 1件の申請につき、一通の封書で送付してください。
- \* 封筒の表に、「太陽熱B・必要書類B在中」と赤字で記入してください。

- (4) 公社は、必要書類を受け付けた後、審査し、交付決定を行う。交付決定後、申請者に補助金交付決定通知書（兼補助金額確定通知書）を送付し、申請者の口座に補助金の支払いを行う。

(申請書の送付先)

〒163-8001

新宿区西新宿2-8-1 東京都第二本庁舎16F

東京都地球温暖化防止活動推進センター

太陽エネルギー補助金 担当

(封筒記入例)

切 手	1 6 3 - 8 0 0 1
赤字で記入 「太陽熱B・必要書類在中」	東京都地球温暖化防止活動推進センター 太陽エネルギー補助金 担当
	新宿区西新宿2-8-1 東京都第二本庁舎 16 F
送付者 氏名	〒000-0001 〇〇市〇〇〇 ×丁目×番×号

## 8 申請に必要な書類 (補助金交付要綱第7条参照)

### □ 必要書類A

太陽熱利用システムB補助金交付申請書(兼設置完了報告書)個人用(様式一熱B第1号)、法人用(様式一熱B第2号)又はマンション管理組合用(様式一熱B第3号)に以下の必要書類を添付してください。

	必要書類	部数	補助事業者種別				
			個人		法人		管理者又は管理組合法人
			戸建住宅	集合住宅	戸建住宅	集合住宅	集合住宅
1	太陽熱利用システム設置完了証明書(様式一熱共通第1号)	1	○	○	○	○	○
2	申請者の印鑑証明書(発行後3箇月以内のもの)	1	○	○	○	○	○
3	住民票(発行後3箇月以内のもの)	1	(1)住民票 補助事業者が対象システムを設置した住宅に居住している場合	—	—	—	—
	建物の登記簿謄本(全部事項証明書又は現在事項証明書)(発行後3箇月以内のもの)	1	(2)建物の登記簿謄本 (1)以外の場合	○	○	○	○
4	対象システムの設置状態を示す写真	2	—	○	—	○	○
5	対象システムのシステムフロー図	2	—	○	—	○	○
6	対象システムを設置した集合住宅の総戸数が確認できる書類	1	—	○	—	○	○
7	設置完了後に撮影した積算熱量計の写真	2	○	○	○	○	○
8	積算熱量計の設置場所見取り図	1	○	○	○	○	○
9	対象システムの設置に係る工事請負契約書の写し	1	○	○	○	○	○
10	対象システムの設置に係る領収書の写し	1	○	○	○	○	○
11	設置承諾書(様式一共通第1号)(設置した住宅が自己所有でない場合)	1	○	○	○	○	—
12	法人の寄附行為又は定款	1	—	—	○	○	—
13	管理規約の写し	1	—	—	—	—	○
14	対象システムの設置に係る決議書又はこれに代わるもの	1	—	—	—	—	○

\* 様式一熱共通第1号の太陽熱利用システム設置完了証明書は、両面印刷をし、提出してください。

\* 「印鑑証明書」「住民票」「建物の登記簿謄本(全部事項証明書又は現在事項証明書)」は、

原本を提出してください。(写しは不可) また、公社が受け付けた日(窓口への到着日)に発行後3箇月以内のものがが必要です。

- \* 「対象システムのシステムフロー図」は、図中に積算熱量計及び積算熱量計設置ガイドラインに示す積算熱量計で計測する給水温度(低温)、貯湯タンクからの出湯温度(高温)及び流量の計測ポイントを明示してください。
- \* 「対象システムを設置した集合住宅の総戸数が確認できる書類」とは、当該集合住宅の建築計画書の写しや、マンションの販売用チラシなど、総戸数が確認できるものです。
- \* 「設置完了後に撮影した積算熱量計の写真」は、メーターの指示値、型式承認番号、製造番号、有効期限がはっきりわかるように撮影してください。戸建住宅に設置する積算熱量計は、基準適合品又は検定品であることが必要です。
- \* 「積算熱量計の設置場所見取り図」は、添付資料サンプル3(24ページ参照)を参考に作成してください。設置場所見取り図は手書きでも構いません。
- \* 「対象システムの設置に係る領収書の写し」は、申請者が対象システムを購入したことがわかるよう明記されたものである必要があります。補助対象システム以外の費用が含まれ、領収書の総額が、太陽熱利用システム設置完了証明書に記入した太陽熱利用システム補助対象経費内訳の総額を上回っていてもかまいません。(銀行振込証は認めません。)

## □ 必要書類B

必要書類A送付後、公社から改めて必要書類Bの送付依頼が来た後、以下の必要書類を提出してください。

	必要書類	部数	補助事業者種別				
			個人		法人		管理者又は管理組合法人
			戸建住宅	集合住宅	戸建住宅	集合住宅	集合住宅
1	積算熱量計の撮影記録表(様式一熱B第4号)	1	○	○	○	○	○
2	公社が指定する月に撮影した積算熱量計の写真	2	○	○	○	○	○

- \* 「公社が指定する月に撮影した積算熱量計の写真」は、メーターの指示値、型式承認番号、製造番号、有効期限がはっきりわかるように撮影してください。

## 9 事前仮申請 (補助金交付要綱第8条参照)

集熱器面積が50㎡以上の太陽熱利用システムを設置する場合は、太陽熱利用システムの設置完了前に、様式一熱共通第2号の太陽熱利用システム事前仮申請書を提出することができます。

事前仮申請については、補助金交付申請時において補助事業者となる方又は対象システムを設置する住宅の建築主、売主、若しくは販売の委託を受けた業者が行うこととします。

- \* 事前仮申請の実施は、任意です。
- \* 事前仮申請の実施は、補助金交付の申請受付及び補助金の交付決定に関して、優先的な扱いを認めるものではありません。
- \* 補助事業者以外の方が、事前仮申請を行う場合は、当該補助事業との関係について説明した資料を提出してください。

## 10 補助金交付の決定及び支払い等 (補助金交付要綱第11条、第12条参照)

補助金の申請書を受理したときは、公社は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付を決定し、補助額の確定を行います。その後、補助事業者に対しその結果を通知するとともに、速やかに補助事業者に対して補助金の支払いを行います。

## 11 補助金交付の条件 (補助金交付要綱第10条参照)

補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件が課されます。以下の条件を御理解いただき、承諾した場合のみ補助金の申請を行ってください。

- (1) 補助事業者は、補助金の交付を受けた対象システムが生み出す環境価値のうち、設置した住宅において使用された熱量に相当する10年分の環境価値(補助金交付の申請を受け付けた日(以下「補助金交付申請日」という。)から、その日の属する年度から起算して10年度目の3月31日までの環境価値とする。)を公社に無償で譲渡すること。ただし、対象システムである太陽熱利用システムBに、新たな集熱器又は蓄熱槽を対象システムの一部として増設した場合は、増設分を含めた太陽熱利用システムBが生み出す環境価値のうち、設置した住宅において使用された熱量に相当する環境価値を公社に無償で譲渡すること。
- (2) 補助事業者は、(1)により譲渡した環境価値については、第三者に重複して譲渡をしてはならない。
- (3) 補助事業者は、(1)により譲渡した環境価値について、当該環境価値を補助事業者が引き続き所有していると誤解を受けるような表現又は主張をしてはならない。ただし、当該環境価値を生み出した太陽エネルギー利用機器を補助事業者が所有しているという表現又は主張についてはこの限りではない。
- (4) 補助事業者は、(1)により譲渡した環境価値について、返還を求めないものとする。
- (5) (4)の規定にかかわらず、補助事業者は、補助金の交付決定が取り消された場合は、当該取消日以前の環境価値について、返還を求めないものとする。
- (6) 補助事業者又は手続代行者は、公社から要求を受けたときは、都内の住宅に住宅用太陽エネルギー利用機器を設置する者に対して、その経費の一部を補助することにより、都内の住宅への太陽エネルギー利用機器の導入を促すとともに、補助金の交付条件として、補助金の交付を受けた太陽エネルギー利用機器が生み出す環境価値のうち、設置した住宅において使用された電力量又は熱量に相当する10年分の環境価値の譲渡を受け、その一部を、グリーンエネルギー証書として発行することで再生可能エネルギーの利用拡大を進めるという本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を、公社の指定する期日までに公社に提供すること。
- (7) 補助事業者は、公社又は公社の指定する者が対象システムの稼働状況の調査又は対象システムに設置され積算熱量計の検針等を行う場合は、当該調査等に協力すること。

## 12 対象システムの管理、報告 (補助金交付要綱第13条参照)

補助事業者は、以下のとおり対象システムの管理を行い、(2)又は(3)に該当する場合には、公社へ報告を行ってください。

- (1) 補助事業者は、対象システムについて、補助金交付申請日から、その日の属する年度から起算して10年度目の3月31日まで、善良なる管理者の注意をもって管理し、必要なメンテナンスを行うなど、最適な状態で利用できるように努めること。この場合において、補助事業者は、対象システムに故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとること。
- (2) 補助金交付申請日から、その日の属する年度から起算して10年度目の3月31日までに、対象システムの所有者の変更が生じた場合は、所有者の変更が生じた日から30日以内に、新たな所有者は、様式一共通第2号の対象システム所有者変更届を理事長に提出すること。この場合において、補助事業者における補助金の交付に伴う義務はすべて新たな所有者に移転する。
- (3) 補助事業者は、補助金交付申請日から、その日の属する年度から起算して8年度目の10月31日までに、対象システムである太陽熱利用システムBの積算熱量計の交換を行った場合は、交換をする直前の積算熱量計及び交換直後の新たな積算熱量計の写真を撮影し、交換をした日から30日以内に、様式一熱B第5号の積算熱量計変更届に各積算熱量計の写真2部を添付の上、理事長に提出すること。

\* 補助事業者は、対象システムの所有権を移転させる場合には、新たな所有者に対して、本事業の目的及び本補助金の交付に伴う義務や条件について十分に説明をしてください。

### 13 処分の制限 (補助金交付要綱第14条参照)

補助事業者は、以下のとおり対象システムの処分について、制限がありますので、御注意ください。

- (1) 補助事業者は、補助金交付申請日から、その日の属する年度から起算して10年度目の3月31日まで、対象システムの廃棄又は設置場所の変更をしてはならない。
- (2) (1)の規定にかかわらず、補助事業者は、補助金交付申請日から、その日の属する年度から起算して10年度目の3月31日までの間に、対象システムの廃棄又は設置場所の変更をする場合は、あらかじめ、様式一共通第3号の処分報告書を、理事長に提出しなければならない。

### 14 交付決定の取消し及び補助金の返還 (補助金交付要綱第14条、第15条、第16条参照)

補助事業者は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合には、以下のとおり交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならないので、御注意ください。

- (1) 補助事業者が、対象システムの廃棄又は設置場所の変更をしたときは、公社は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、やむを得ず、対象システムの廃棄又は設置場所の変更をした場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反し、又は補助金交付要綱に基づく公社の請求に応じなかったときは、公社は補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (3) 補助事業者は、公社が(1), (2)の取消しをした場合は、公社の請求に応じ、公社が定める期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- (4) 公社は、(2)の取消しに基づく返還を請求した場合は、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合には、既納付額を控除した額）につき、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて請求するものとする。
- (5) 補助金の支払い確定後、当該補助金の額が、補助対象経費から対象システムに対し国及び区市町村が交付する補助金の額を控除した額を超えたことが判明した場合は、公社は、期限を定めて、当該超過額の返還を請求するものとする。
- (6) 公社は、補助金の返還を請求した場合に、補助事業者がこれを定められた納期日までに納付しなかったときは、補助事業者に対して、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を併せて請求するものとする。

## 15 個人情報の取り扱い（補助金交付要綱第17条参照）

公社は、本事業の実施に関して知り得た補助事業者の個人情報については、東京都住宅用太陽エネルギー利用機器導入対策事業の目的を達成するために必要な範囲において、東京都及び財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターに提供するほか、国が行う住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業及び区市町村が行う住宅用太陽エネルギー利用機器の設置に係る補助事業にかかわる目的にのみ使用します。

また、公社は、第11条の規定による補助金の額の確定又は前条第3項の規定による超過額の確定に必要な範囲において、補助事業者が国等から交付される補助金額に係る情報を国等と協議の上、当該国等から収集します。

上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た補助事業者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供することはありません。

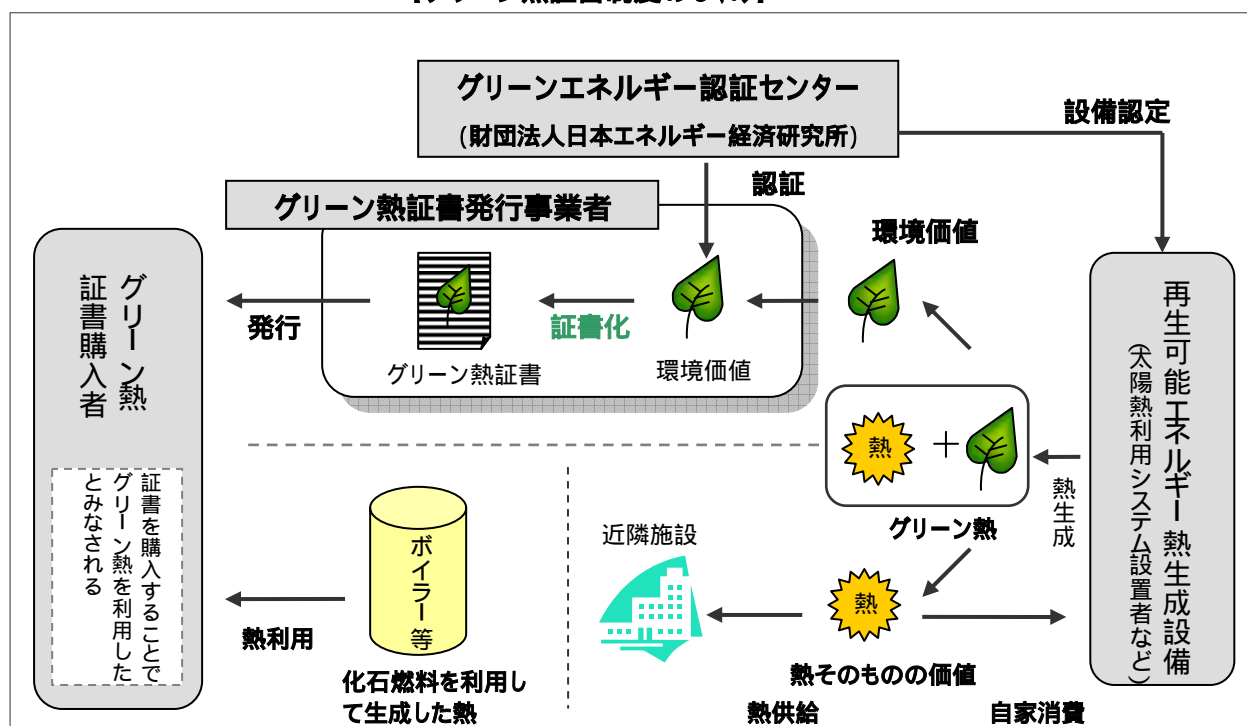
## 参考

### (グリーン熱証書制度とは)

太陽熱・バイオマス・雪氷等の再生可能エネルギーによって生成された熱は、「熱そのものの価値」に加えて、地球温暖化及びエネルギーの枯渇の防止に貢献する価値、すなわち「環境価値」を有します。グリーン熱証書制度は、この環境価値分を証書化し、市場で取引可能にした制度です。

グリーン熱を利用したい企業等は、再生可能エネルギー熱生成施設を持たなくても、グリーン熱証書を購入することにより、グリーン熱を利用したとみなすことができます。また、グリーン熱証書の発行に伴う収益が、再生可能エネルギーの供給サイドに流れることで、再生可能エネルギー熱生成設備の継続的な運転及び再生可能エネルギーの利用拡大につなげていくことができます。

【グリーン熱証書制度のしくみ】



熱生成設備が「環境価値」を生み出す設備かどうか、グリーンエネルギー認証センターが審査し、グリーン熱設備として認定。

認定を受けた熱生成設備がグリーン熱を生成。

生成されたグリーン熱のうち、「熱そのものの価値」部分は熱生成設備内で自家消費されたり近隣の施設に供給される。

生成されたグリーン熱のうち、「環境価値」部分はグリーン熱証書発行事業者が引き取る。

グリーン熱証書発行事業者は、引き取った「環境価値」が認定された設備から正しく生成されたかどうか、グリーンエネルギー認証センターの審査・認証を受ける。

グリーン熱証書発行事業者はグリーンエネルギー認証センターによって認証を受けた「環境価値」をグリーン熱証書としてグリーン熱証書購入者に発行する。

グリーン熱証書の購入者は、グリーン熱証書を購入することにより、グリーン熱を使用したとみなすことができる。

## 〔住宅用太陽熱利用システムが生み出す環境価値とは〕

住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業では、補助金の交付条件として、補助金の交付を受けた太陽熱利用システムが生み出す環境価値のうち、設置した住宅において使用された熱量に相当する10年分の環境価値を公社に無償で譲渡することを設置者に求めています。

太陽熱利用システムによって生み出され、家庭で利用された熱には、「熱そのものの価値」に加え、地球温暖化及びエネルギーの枯渇の防止に貢献する価値、すなわち「環境価値」が含まれています。

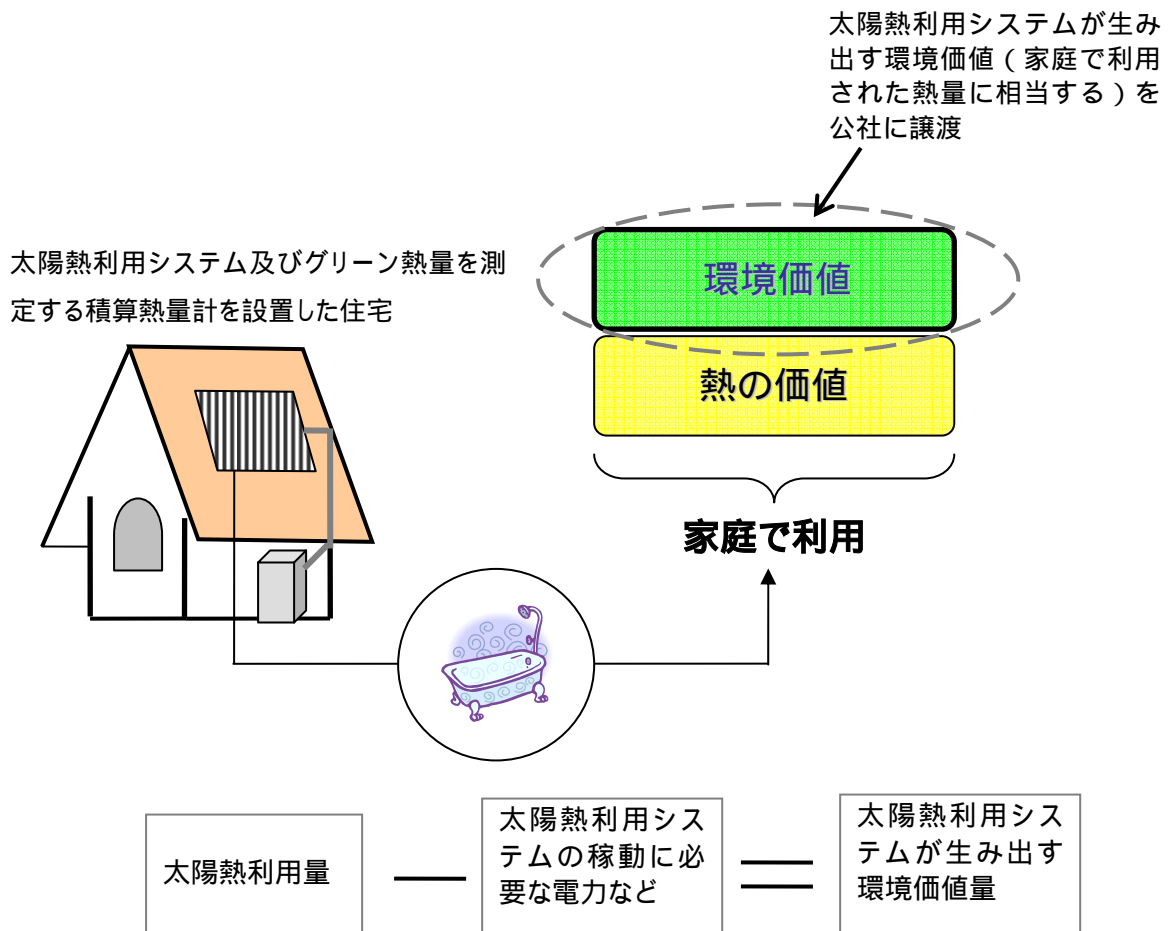
これまで太陽熱利用システムを設置すると、どれくらいの光熱費が削減されるのかについてはアピールされてきましたが、どれくらいの環境価値が生み出されているのかについては、計測の難しさなどもあり、あまり注目されていませんでした。

太陽熱を効率的に利用することで、快適性を損なわず、家庭におけるガスや灯油などの化石燃料の消費を抑え、温暖化ガスの削減に大きく貢献します。

太陽熱を熱源とするグリーン熱証書とは、この太陽熱利用の環境価値を証書化し、市場で取引可能にしたものです。

住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業では、公社に譲渡していただいた環境価値を、公社がグリーン熱証書として企業等に販売することで、そこから生み出される収益を更なる太陽熱の利用拡大支援策に活用していきます。

### 〔太陽熱利用システムにおける環境価値イメージ〕



# 記入例

東京

捨印(実印)を押してください。法人用、マンション管理組合用の申請書も同様です。

太陽熱利用システムB

個人用

補助事業番号  
(公社使用)

(様式一熱B第1号)

対象システム設置完了日以降の日付を記入してください。(郵送の場合は投函日、受付窓口を持参する場合には持参する日を記入してください)

平成 22 年 5 月 20 日

財団法人 東京都環境整備公社 理事長 殿

## 住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業 太陽熱利用システムB補助金交付申請書(兼設置完了報告書)(個人用)

財団法人東京都環境整備公社が定める「住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業補助金交付要綱」第7条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

(申請者)

住所	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1	申請者の現在お住まいの住所を記入してください。東京都外でも、対象システムの設置場所住所と異なってもかまいません。	申請者実印	東京
フリガナ 氏名	トウキョウ タロウ 東京 太郎			
電話番号	03-1234-5678	実印を押してください。	申請者実印	東京
FAX番号*	03-1234-5670			
Eメールアドレス*	tokyohanako@XXX.jp			

\*のマークが付いている項目の記入は任意です。

(手続代行者)

対象システムを販売する方が手続を代行する場合は、下記枠線内も記入してください。その場合、公社からの提出書類等の確認に関する連絡は、手続代行者に行います。

住所	〒135-0052 江東区潮見1-3-2	東京都外に住所のある会社でもかまいません。	手続代行者 代表者印	林 株式会社 代表者印
フリガナ 会社名	カブシキガイシャ OXOX 株式会社 OXOX			
代表者 役職・氏名	東京東店店長 太陽 進	手続代行をする会社又は拠点の代表者を記入してください。	手続代行者 代表者印	林 株式会社 代表者印
担当者部署名	営業部	代表者印を押してください。		
フリガナ 担当者名	タイヨウ ゲンキ 太陽 元気			
電話番号	03-1111-1111	代表者印を押してください。	手続代行者 代表者印	林 株式会社 代表者印
FAX番号	03-2222-2222			
Eメールアドレス	solargenki@OOO.com			

(公社使用欄)

【対象システム概要】

住民票が必要(住民票の住所と申請者住所が一致します)

建物の登記簿謄本が必要  
(建物の種類が「居宅」「共同住宅」「寄宿舎」のものです。)

太陽熱利用システム	1) 対象システム設置場所住所	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> その他(下記に住所記載)					〒 _____		
	2) 対象システムを設置した住宅種別	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅(二世帯住宅※1含む)			総戸数 (集合住宅の場合のみ)		戸		
	3) 対象システム設置完了日	平成	21	年	5	月	10	日	
	4) システム種類(熱の用途)	<input checked="" type="checkbox"/> 給湯 <input type="checkbox"/> 給湯・暖房							
	5) 対象システム製造メーカー名	X O X O    コーポレーション							
	6) 対象システム型式	H 1 2 3 4 5							
	7) 集熱器(集熱パネル)型式	① HH54321							
		②							
		③							
		④							
	8) 蓄熱槽型式	SH321							
	9) 対象システムのBL部品認定取得の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 取得している <input type="checkbox"/> 取得していない							
10) 集熱器の面積と枚数 (小数点2桁未満四捨五入)	①	3.11	㎡×	2	枚				
	②		㎡×		枚				
	③		㎡×		枚				
	④		㎡×		枚				
11) 集熱器面積の合計 (小数点2桁未満四捨五入)						6.22	㎡		
12) 補助金交付申請額※2						205,200	円		
積算熱量計	1) 積算熱量計の型式承認番号	1 1 1 1							
	2) 積算熱量計の製造番号	1 2 3 4 5 6							
	3) 積算熱量計の有効期限	平成	29	年	12	月			
設置方法	1) 建物区分A	新築住宅は「1」、既築住宅は「2」を記入してください。						2	
	2) 建物区分B	持ち家は「1」、賃貸は「2」を記入してください。						1	
	3) 設置場所	屋根(屋上)は「1」、バルコニーは「2」、壁面は「3」、その他は「4」を記入してください。						1	
	4) 固定方法	建材一体型は「1」、架台設置型は「2」を記入してください。						2	

申請者住所と異なる場合のみ記入してください。

10)に記入した集熱器の面積と集熱器の枚数の合計値を記入してください。小数点以下がゼロの場合も、ゼロを記入してください。(例:6.00㎡)。小数点2桁未満は四捨五入します。

上記集熱器面積の合計に補助単価をかけてください。百円未満は切り捨てです。

平成22年度に申請をする場合は、平成29年10月以降のものがが必要です。

※1 いわゆる二世帯住宅のように、玄関が各世帯別である住宅、各世帯の居室が固定的な壁・扉等で明確に区分されている住宅のいずれかに該当する場合には、集合住宅に該当します。  
 ※2 補助金交付申請額には、対象システムの㎡当たりの補助単価に、集熱器面積の合計を乗じて得た額を記入してください。ただし、補助金の交付額の上限は、補助対象経費から対象システムに対し国及び区市町村が交付する補助金の額を控除した額又は戸建住宅に設置した場合にあっては1,000,000円、集合住宅に設置した場合にあっては1,000,000円に当該住宅の総戸数を乗じて得た額のいずれか小さい額とします。

**【補助金振込先】**

金融機関名 (カタカナ)	〇〇ギンコウ											
支店名 (カタカナ)	シンジユクシテン											
銀行番号	1	2	3	4	支店コード	0	0	1	預金種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 貯蓄	<input type="checkbox"/> 当座
口座名義 (カタカナ)	トウキョウ タロウ											
口座番号 (右詰)	1	2	3	4	5	6	7					

金融機関名、支店名、口座名義はカタカナで記入してください。

**【他の補助金の申請状況】**

区市町村への申請	<input type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 申請予定 <input type="checkbox"/> 申請予定なし		
区市町村名	〇〇市	補助金交付額(予定額)	30,000 円
国等への申請	<input type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 申請予定 <input type="checkbox"/> 申請予定なし		
事業名			
補助金交付額(予定額)	円		

(注1)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 (注2)申請者の押印は実印とする。  
 (注3)選択項目については、枠内にチェックを入れてください。

**【申請書提出時に必要な添付書類】**

1. 太陽熱利用システム設置完了証明書(様式一熱共通第1号)
2. 申請者の印鑑証明書(発行後3箇月以内のもの)
3. 住民票(対象システムを設置した住宅に居住している場合)又は建物の登記簿謄本(居住していない場合及び集合住宅の場合)(発行後3箇月以内のもの)
4. 対象システムの設置状態を示す写真(集合住宅に設置した場合)(2部)
5. 対象システムのシステムフロー図(集合住宅に設置した場合)(2部)
6. 対象システムを設置した集合住宅の総戸数が確認できる書類(集合住宅に設置した場合)
7. 設置完了後に撮影した積算熱量計の写真(2部)
8. 積算熱量計の設置場所見取り図
9. 対象システムの設置に係る工事請負契約書の写し
10. 対象システムの設置に係る領収書の写し
11. 設置承諾書(様式一共通第1号)(設置した住宅が自己所有でない場合)

添付書類を忘れずに提出してください。

**【個人情報に関する事項】**

本申請書により得られた個人情報は、「住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業補助金交付要綱」第17条第1項及び第2項並びに法令に定められた場合を除き、本人の承諾なしに、第三者に提供することはありません。

## 記入例

太陽熱利用システムB

(様式 熱B第4号)

様式 熱B第4号は、申請書提出後、公社から改めて補助金交付申請に係る必要書類提出依頼書(兼設備認定通知書)の送付があつてから提出してください。(郵送の場合は投函日、受付窓口を持参する場合には持参する日を記入してください)

平成 22 年 8 月 20 日

財団法人 東京都環境整備公社 理事長 殿

### 住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業 太陽熱利用システムB積算熱量計の撮影記録表

財団法人東京都環境整備公社が定める「住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業補助金交付要綱」第7条第3項に基づき、下記のとおり申請します。

記

補助事業番号	1 1 1 1 1 - 1 1 1 1 1					
対象システム設置場所 住所	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1					
フリガナ 申請者氏名	トウキョウ タロウ 東京 太郎					
積算熱量計表示 (小数点以下は切り上げ)	0	0	2	2	2	MJ
撮影記録日	平成	22	年	8	月	15 日

公社から送付される補助金交付申請に係る必要書類提出依頼書(兼設備認定通知書)に、申請者の補助事業番号が記入されています。(10桁)

積算熱量計の指示値は、右詰で記入してください。小数点以下は切り上げです。

積算熱量計表示欄には、添付の写真に表示されている指示値を記入して下さい。

(手続代行者)

手続を代行する場合には下記枠線内も記入してください。その場合、公社からの提出書類等の確認に関する連絡は、手続代行者に行います。

フリガナ 会社名	
担当者名	

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【総発電電力量計の撮影記録表提出時に必要な添付書類】

・公社が指定する月に撮影した積算熱量計の写真(2部)

【個人情報に関する事項】

本申請書により得られた個人情報は、「住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業補助金交付要綱」第17条第1項及び第2項並びに法令に定められた場合を除き、本人の承諾なしに、第三者に提供することはありません。

(公社使用欄)

## 太陽熱利用システム共通

(様式 熱共通第1号)

## 記入例

両面印刷してください

設置完了日以降で記入してください。(郵送の場合は投函日、受付窓口を持参する場合には持参する日を記入してください)

平成 22 年 5 月 15 日


住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業  
太陽熱利用システム設置完了証明書

## 販売事業者記入欄

当社は、以下のとおり未使用品である住宅用太陽熱利用システムを申請者に販売し、設置したことを証明します。

また、積算熱量計を設置した場合は、住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業積算熱量計設置ガイドラインに基づき設置したことを証明します。

(販売事業者)

住所	〒135-0052 江東区潮見1-3-2	東京都外に住所のある会社でもかまいません。
フリガナ 事業者名	カブシキガイシャ × × 株式会社 × ×	
フリガナ 代表者 役職・氏名	タイヨウ イチロウ 代表取締役 太陽 一郎	
担当者部署名	営業部	
フリガナ 担当者名	タイヨウ ゲンキ 太陽 元気	代表者の直通番号を記入してください。(携帯電話可)
電話番号	03-1111 1111	代表者印を押してください。
FAX番号	03 2222 2222	代表者印 
Eメールアドレス	solargenki@.com	

(設置者)

設置完了日	平成 22 年 5 月 10 日	申請書に記入した設置完了日と同日であることを確認してください。
設置住所	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1	
フリガナ 設置者名(お客様名)	トウキョウ タロウ 東京 太郎	

(太陽熱利用システム補助対象経費 内訳) (単位:円)

補助対象項目	金額欄		
1 太陽熱利用システム	500,000		
2 付属機器	100,000	うち、積算熱量計の価格	0
3 設置工事費	100,000	うち、積算熱量計の工事費	0
小計(消費税抜き金額)	700,000		
消費税	35,000		
合計金額	735,000		

右詰で記入してください。対象システムの設置工事に係る経費のみ記入してください。

付属機器には、架台 / 積算熱量計 / 配管 / 表示モニターを含む。補助熱源の設置、屋根の補修等、太陽熱利用システム設置工事に直接関係しない経費は含みません。

## (太陽熱利用システム概要)

太陽熱利用システム種類	<input checked="" type="checkbox"/> 強制循環式ソーラーシステム <input type="checkbox"/> 自然循環式太陽熱温水器				
太陽熱利用システム製造メーカー名	× × コーポレーション				
太陽熱利用システム型式	H 1 2 3 4 5				
対象システムのB L部品認定取得の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 取得している <input type="checkbox"/> 取得していない				
集熱器(集熱パネル)型式	H H 5 4 3 2 1	製造番号			
		1 1 1 1 1 1			
		製造番号			
		製造番号			
蓄熱槽型式	S H 3 2 1	製造番号			
		2 2 2 2 2			
集熱器の面積と枚数 (小数点2桁未満四捨五入)		3.11	m <sup>2</sup> ×	2	枚
			m <sup>2</sup> ×		枚
			m <sup>2</sup> ×		枚
			m <sup>2</sup> ×		枚
集熱器面積の合計 (小数点2桁未満四捨五入)		6.22 m <sup>2</sup>			


太陽熱温水器を設置した場合は、記入不要です。

## 製造メーカー記入欄

海外メーカーの製品を輸入し、販売している場合は、B L部品認定の申請をしている企業が記入をしてください。また、製造メーカーと販売事業者が同じ場合でも、両方に記入をしてください。

当社は、自社が製造した住宅用太陽熱利用システムを、上記販売事業者が申請者に販売し、設置したことを証明します。

## (製造メーカー)

住所	〒135-0064 江東区青海2丁目 × ×		
フリガナ 会社名	× × コーポレーション		
フリガナ 代表者名	カンキョウ ヨシオ 環境 良男		
担当者部署名	東京事業部	代表者印を押してください。	
フリガナ 担当者名	チキュウ レイコ 地球 冷子		
電話番号	03 - 3333 3333		代表者印 
FAX番号	03 4444 4444		
Eメールアドレス	earth@ .com		

(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 【個人情報に関する事項】

本申請書により得られた個人情報は、「住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業補助金交付要綱」第17条第1項及び第2項並びに法令に定められた場合を除き、本人の承諾なしに、第三者に提供することはありません。

# 記入例

東京

捨印(実印)を押してください。

申請書に記入している日以前の日付を記入してください。

(様式 共通第1号)

平成 22 年 5 月 20 日

財団法人 東京都環境整備公社 理事長 殿

## 住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業 対象システム設置承諾書

財団法人東京都環境整備公社が定める「住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業補助金交付要綱」第7条第1項に基づき、下記のとおり、申請者による私が所有する住宅への対象システムの設置について承諾しました。

記

承諾者が複数名いる場合は、人数分の承諾書が必要です。  
(1枚に1名分の記入です) この用紙を人数分プリントアウトし、使用してください。印鑑は各承諾者の実印が必要です。

(承諾者)

承諾者住所	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1
フリガナ 承諾者氏名	トウキョウ ハナコ 東京 花子
電話番号	03-1234-5678
FAX番号*	
Eメールアドレス*	
申請者との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 賃借人 <input type="checkbox"/> その他

承諾者実印

実印を押してください。

東京

\*のマークが付いている項目の記入は任意です

承諾者から見た申請者との関係を選択してください。

(設置概要等)

対象システム種別	太陽熱利用システムB
対象システム 設置場所住所	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1
フリガナ 申請者氏名	トウキョウ タロウ 東京 太郎

(注1)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(注2)この様式は、申請者が、自己の所有に属さない都内の住宅に、所有者の承諾を得て対象システムを設置した場合に提出してください。

(注3)選択項目については、枠内にチェックを入れてください。

### 【個人情報に関する事項】

本申請書により得られた個人情報は、「住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業補助金交付要綱」第17条第1項及び第2項並びに法令に定められた場合を除き、本人の承諾なしに、第三者に提供することはありません。

(公社使用欄)

**(添付資料サンプル1)**

建物の登記簿謄本は、対象システムを集合住宅に設置した場合、又は補助事業者が対象システムを設置した住宅に居住していない場合に提出をしてください。

**建物登記簿謄本サンプル**

東京都 XX 区 00TH00-00-0
全部事項証明書 (建物)

<b>【表題部】</b> (住たる建物の表示)			調製 平成11月XX月XX日	所在図番号	余白
【不動産番号】					
【所在】					余白
【家屋番号】					余白
<b>1</b>	<b>【①種類】</b>	<b>【②構造】</b>	<b>【③床面積】</b> m <sup>2</sup>	<b>【原因及びその日付】</b>	<b>【登記の日付】</b>
	共同住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建	1階 145.68 2階 147.00 3階 147.00 4階 122.50 5階 73.50	平成5年XX月XX日	余白
	余白	余白	余白	余白	
<b>【表題部】</b> (附属建物の表示)					
【符号】	【①種類】	【②構造】	【③床面積】 m <sup>2</sup>	【原因及びその日付】	【登記の日付】
1	物置	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	4.20	余白	余白

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

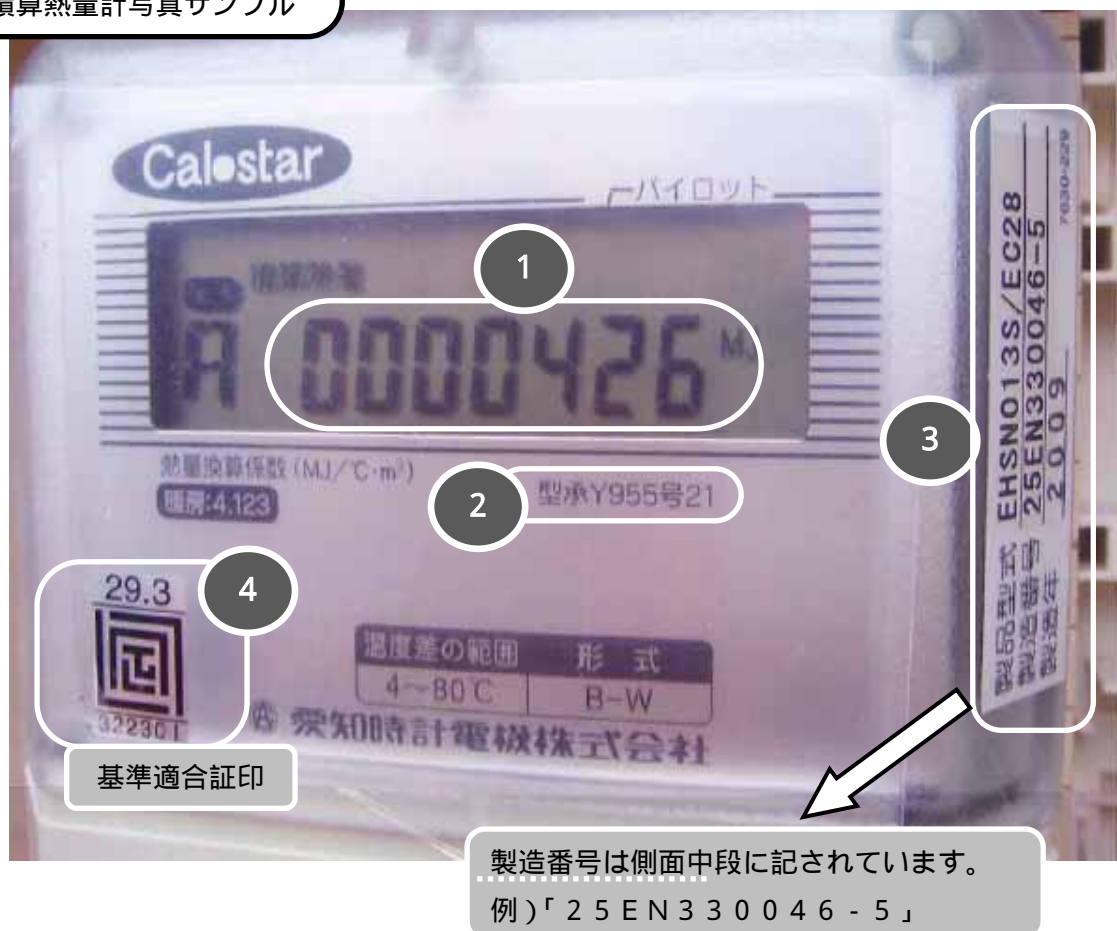
整理番号 000000 (1/1)      1/2

**建物の種類は、この欄で確認してください。**

\* 補助金の交付対象となる住宅は、登記簿謄本（全部事項証明書又は現在事項証明書）によって、建物の種類が「居宅」、「共同住宅」、「寄宿舍」と登記されているものです。また、「店舗・共同住宅」など、建物の一部を住宅以外に使用している場合でも、その建物の主な用途が住宅であることが登記簿謄本において確認することができれば、申請することができます。

## (添付資料サンプル2)

### 積算熱量計写真サンプル



写真協力：愛知時計電機株式会社

必要書類A「設置完了後に撮影した積算熱量計の写真」及び必要書類B「公社が指定する月に撮影した積算熱量計の写真」は、メーターの指示値、型式承認番号、製造番号、有効期限がはっきりわかるように写真を撮ってください。

メーターの指示値は、この部分で確認してください。

型式承認番号は、この部分で確認してください。

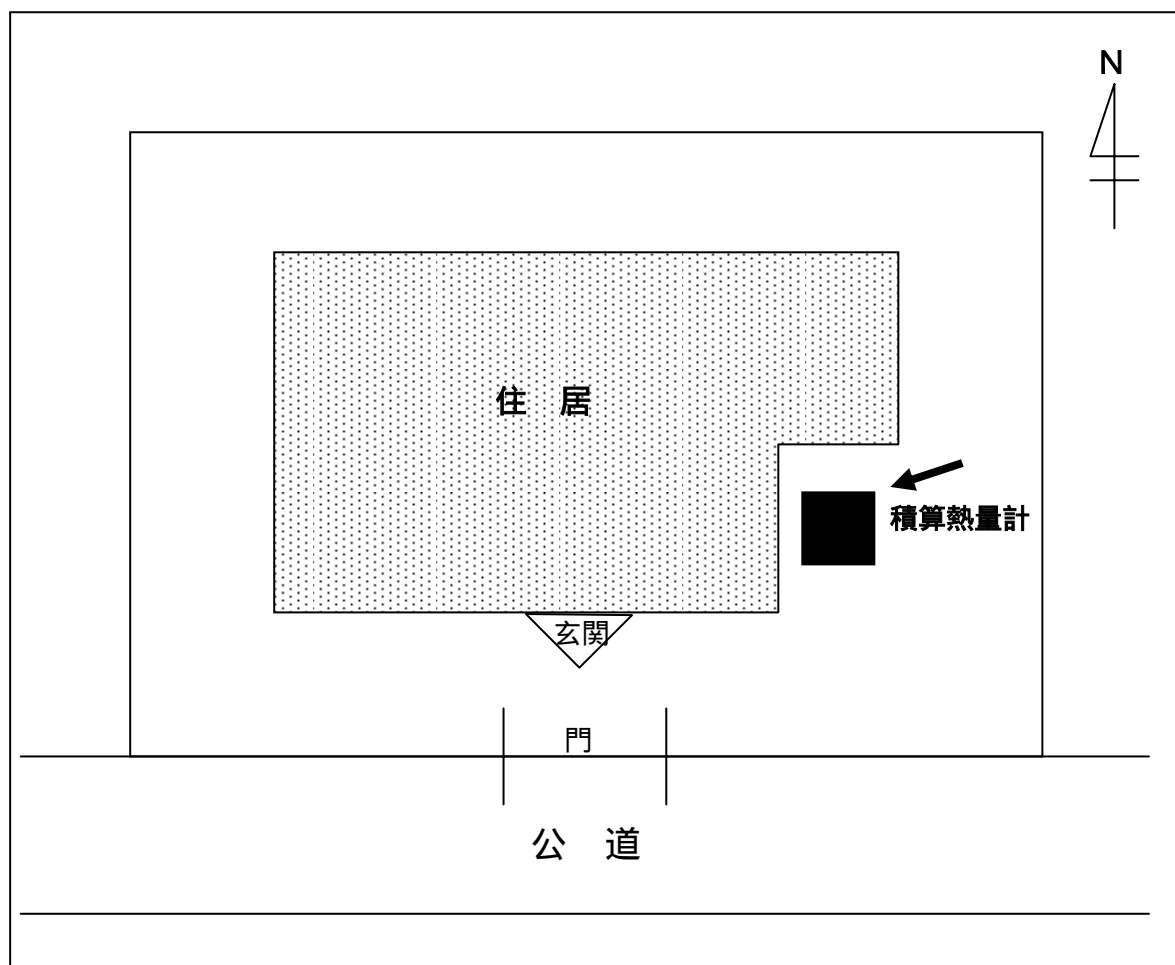
製造番号は、この部分で確認してください。

有効期限は、この部分で確認してください。

- \* 検定品及び基準適合品には、上記のような検定ラベル又は適合ラベルが貼ってあります。
- \* 積算熱量計の有効期限は、平成21年度中に申請をする場合は平成28年10月以降、平成22年度中に申請をする場合は平成29年10月以降である必要があります。

〈添付資料サンプル3〉

積算熱量計の設置場所見取り図サンプル



積算熱量計の設置場所見取り図は、公社又は公社の指定する者が積算熱量計の検針を行うために、太陽熱利用システムBが設置された住宅の敷地内に立ち入る際に参考にするものです。上記サンプルのように、太陽熱利用システムBが設置された住宅の敷地内のどこに積算熱量計が設置されているのかを簡単に図で示してください。

積算熱量計の設置場所見取り図は、25ページの用紙を複写し、手書きで記入していただいても構いません。

検針をする際に、注意する事項があれば、備考に記入をしてください。(住宅の敷地内に犬がいるなど。)

積算熱量計の設置場所見取り図には、申請者氏名、対象システム設置場所住所、積算熱量計製造番号を明記してください。





## 補助金交付申請チェックシート (必要書類 A 提出時)

### 【記入について】

#### 共通チェック項目

	チェック項目	チェック欄
1	太陽熱利用システム B 補助金交付申請書（兼設置完了報告書）の種類は間違いないか。 （申請書には、個人用（様式 熱 B 第 1 号）法人用（様式 熱 B 第 2 号）又はマンション管理組合用（様式 熱 B 第 3 号）の 3 種類があります。）	
2	申請書の記入欄に未記入はないか。 （選択項目には、チェックが入っていますか。一つの選択項目に、複数のチェックが入っていませんか。）	
3	申請書の記入日は、設置完了日以降か。	
4	申請書に、捨印は押してあるか。	
5	設置完了日は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までか。	
6	集熱器の面積は、東京都地球温暖化防止活動推進センターのホームページに掲載されたものと一致しているか。	
7	補助金振込先の口座名義は、申請者と同一か。 （申請者がマンションの管理者の場合は、マンション管理組合の口座と同一ですか。）	
8	国による補助金の申請をしている場合は、交付決定番号を記入しているか。	

#### 集合住宅に設置した場合のチェック項目

	チェック項目	チェック欄
1	申請書の対象システム概要 2 ) に集合住宅の総戸数を記入しているか。	

### 【添付書類について】

#### 共通チェック項目

	チェック項目	チェック欄
1	必要添付書類はすべて揃っているか。 （補助金交付要綱の別表 1 をもう一度確認してください。）	
2	印鑑証明書、住民票、建物の登記簿謄本は原本か。また公社が受け付けた日（窓口への到着日）に発行後 3 箇月以内か。	
3	積算熱量計の写真は、メーターの指示値、型式承認番号、製造番号、有効期限がはっきり写っているか。	
4	対象システムの設置に係る工事請負契約書及び領収書の宛名は申請者の氏名か。	

集合住宅に設置した場合のチェック項目

	チェック項目	チェック欄
1	対象システムのシステムフロー図（2部）、総戸数が確認できる書類（1部）を添付しているか。	

**(必要書類 B 提出時)**

**【記入について】**

	チェック項目	チェック欄
1	積算熱量計の写真撮影をした月は、公社が指定した月か。	

**【添付書類について】**

	チェック項目	チェック欄
1	必要添付書類はすべて揃っているか。 (補助金交付要綱の別表 2 をもう一度確認してください。)	
2	積算熱量計の写真は、メーターの指示値、型式承認番号、製造番号、有効期限がはっきり写っているか。	

平成21年度・22年度  
住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業  
手続の手引き【太陽熱利用システムB編】

発行・編集 平成22年3月  
財団法人東京都環境整備公社  
東京都地球温暖化防止活動推進センター  
(愛称：クール・ネット東京)  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1  
電話 03(5388)3472